

○小林委員 私からは、スポーツ推進施策について何点かお伺いさせていただきます。

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、スポーツへの関心が高まる中、都では昨年三月に、五年ぶりに東京都スポーツ振興基本計画を全面的に改定し、平成三十二年度までの新たなスポーツ推進指針を打ち出しました。

その基本理念は、スポーツの力を全ての人に、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京を実現というものでございます。

私は、この基本理念、大変に素晴らしいものだと思いますが、一方で、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむということを具現化していくことは大変な努力が必要であり、思い切った施策の推進も必要ではないかと思えます。

私も地元では、ソフトボールチームと草野球チームに所属しておりますが、スポーツを楽しむ方々から、さまざまご意見、ご要望をいただく中で最も多いことは、なかなか施設が借りられない、身近にスポーツを楽しめる施設がないといったご相談でございます。

もちろん、施設がないからスポーツが楽しめないというわけではありませんし、競技によって事情もまちまちかと思えますが、実際に現場で聞く声は、スポーツをしたいときにそれができにくい状況もあるということが率直に感じたところです。

いつでも、どこでも、いつまでもという言葉が都民が聞いたときに、どのように受けとめるか。この言葉どおりに実現されるとなれば、都民は大歓迎だと思いますが、都民の受けとめ方と都の取り組みに乖離が生じないように取り組んでいかねばなりません。

都は、東京都スポーツ推進計画における、いつでも、どこでも、いつまでもという基本理念について、具体的にどのようなイメージを描いているのかお伺いいたします。

○早崎スポーツ推進部長 スポーツはそれ自体が、する者に喜びや楽しさをもたらし、見る者には夢や感動を与えるとともに、生活の質の向上をもたらすものでございます。

そのため都は、東京都スポーツ推進計画において、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京を実現することを基本理念としています。

この理念は、全ての人々の日常にスポーツが溶け込むとともに、身近な地域でスポーツに親しめる環境が整備され、障害のある人もない人も、あらゆる世代の人々が興味や目的に応じてスポーツを楽しめる社会を構築していくことを目指しているものであります。

○小林委員 いつでも、どこでも、いつまでもという基本理念を掲げたことは、かなり踏み込んだ印象がでございます。この理念を実現するためには、相当思い切った取り組みと知恵が必要になってくると思いますが、このいつでも、どこでも、いつまでもということは、都民の大きい期待するところでもあると思えます。ぜひこの言葉を真に都民が実感できるような施策展開をお願いしたいと思います。

スポーツ推進計画には、具体的な数値目標として、一週間に一回以上スポーツを実施す

る成人の割合を示したスポーツ実施率を、世界トップレベルの七〇%に押し上げるとの目標も掲げられております。

平成二十二年度に、文部科学省が諸外国及び国内におけるスポーツ振興施策等に関する調査を行いました。調査対象の諸外国十二カ国の中で、スポーツ実施率七〇%を超えている、もしくは限りなく近い国を見ますと、ニュージーランドが七九%、スウェーデンとデンマークが七七%、オーストラリアが六九・五%となっております。

この数字の出方については、さまざまな調査方法があるので、一概にこれを議論するわけにはいかないと思いますが、このスポーツ推進計画の中で、スポーツ実施率七〇%という目標値はどのようにして導き出された数値なのか。また、七〇%達成に向けた都の具体的な取り組みについて見解をお伺いいたします。

○早崎スポーツ推進部長 平成十九年度に三九・二%であった都民のスポーツ実施率は、さまざまなスポーツ推進施策の展開や健康志向の高まりから、平成二十四年度には五三・九%となりました。

その成果を踏まえ、東京都スポーツ推進計画においては、世界トップレベルのスポーツ都市を実現するため、平成三十二年度までに、スポーツ実施率を北欧やオーストラリアなどの水準に肩を並べる七〇%とすることを目標として設定しました。

都は、その目標の達成に向けて、都民が気楽に参加できるスポーツイベントの開催など、スポーツに触れて楽しむ機会を創出するとともに、身近な地域でスポーツに親しめる環境を整備し、障害の有無にかかわらず、都民のライフステージに応じたスポーツ活動へのきめ細かな支援を行うことなどを通じ、あらゆる世代のスポーツ実施率を向上させていきます。

○小林委員 この事務事業概要の中でのオリンピック・パラリンピック準備局の職員の配置状況というのを見ますと、この八月一日現在で、事務職が百六十六名、技術職が三十六名の合計二百二名というふうになっておりますけれども、このオリンピック・パラリンピック準備局の職員の皆様のスポーツ実施率七〇%というのは達成されておりますでしょうか。ここではお聞きしませんが、これからオリンピック・パラリンピック、本当にさまざまな取り組みがなされていく中においては、まさに体力勝負、健康勝負であるというふうに思いますので、まずは局の職員の皆様が適度な運動をぜひとも心がけていただきたいというふうに思います。

スポーツ実施率を上げていくということは、スポーツを気軽に楽しむ環境をいかに作り出していくかが大事なポイントであると思います。

ちょっと運動してみよう、健康のために体を動かそう、趣味としてスポーツを始めよう、肩の力を抜いて気軽に取り組んでみようと思えるような創意工夫をして、先ほどの基本理念と連動して、スポーツを身近に感じられるようになったと思える環境づくりをお願いしたいと思います。

スポーツを楽しむとは、みずからスポーツを行っていくことももちろんですが、アスリートのプレーを実際に目にするスポーツ観戦も大事な要素であります。

都では、スポーツ観戦の機会を提供していく取り組みも行っておりますが、さまざまな競技がある中で、どのようにして都民への観戦の機会を提供しているのか。また、スポーツ祭東京二〇一三が開催された昨年度は、どの程度のスポーツ観戦事業の実績があるのかお伺いいたします。

○早崎スポーツ推進部長 スポーツ観戦事業は、トップアスリートが活躍するさまざまな競技大会をスタジアムなどで観戦し、スポーツの感動や興奮を共有する機会を提供することで、都民がみずからスポーツに取り組むきっかけとなることを目的として実施しています。

実施に当たっては、都内で行われる有料の世界大会及び全国大会を中心に、無料もしくは優待で都民が観戦できるよう大会主催者に協力を依頼しています。

平成二十五年度は、体操やテニス、サッカーなど七種目、十三大会で約八千人の都民の方々にトップアスリートの迫力ある試合を観戦していただきました。

今後も、都民にさまざまなスポーツに親しみを持っていただくため、このスポーツ観戦事業を実施してまいりたいと思います。

○小林委員 私もプロ野球の観戦が好きで、実際に球場に足を運び、プロのプレーを間近に見ると、改めてスポーツのだいご味を実感いたします。

特に、青少年が、トップアスリートのプレーを観戦する機会を今後大いにふやしていただきたいと思っておりますし、メジャー競技のみならず、幅広くさまざまな競技を観戦する機会をつくっていただきたいと思っております。

次に、スポーツ施設についてですが、冒頭にも申し上げましたが、多くの方々のご要望として、スポーツ施設を利用しやすくなるような取り組みというものが求められております。

身近には、区市町村が主体となっている施設が多く利用されていると思っておりますが、都においても、東京体育館や駒沢オリンピック公園総合運動場など、数々のスポーツ施設を設置しています。

これらの施設においても、利用する都民の側に立った身近な存在であるかが大事な視点であり、スポーツ推進計画における、いつでも、どこでもを実現するために、その役割が十分に果たされているかが重要であると考えます。

そこで、いつでも、どこでもという理念を実現するに当たって、都のスポーツ施設利用において工夫されている点についてお伺いいたします。

○三浦スポーツ施設担当部長 都立体育施設は、利用者ニーズに応えるため、施設ごとに早朝営業や夜間営業などの工夫を行っております。

例えば、東京体育館では、プールやトレーニングルームの平日の営業を二十三時まで延長し、仕事帰りにも利用できるようにしています。

また、有明テニスの森公園テニス施設では、冬季を除き、朝七時から早朝営業を行い、利用時間の拡大を図っています。

なお、施設の利用に当たりましては、利用者の居住地や勤務地による条件は設けておらず、幅広く利用者を受け入れております。

○**小林委員** 今ご答弁にもありました営業時間の延長などの工夫は大事な試みであると思います。とかく公共施設の利用にあつては、利用条件などさまざまな制約があり、使い勝手が悪いという意見をいただくことが数多くございます。

スポーツ施設のあり方は、スポーツ推進計画の基本理念やスポーツ実施率とも密接にかかわってくることでありますので、今後も利用者の意見を丁寧に聴取しながら工夫を重ね、都民本位の施設利用を推進していただきますようお願いいたします。

先ほどの質問でも触れられておりました区市町村スポーツ施設整備費補助ですが、その内容については既にご答弁がございましたが、スポーツ振興という観点において、利用者にとってより身近な区市町村の役割は重要でありますので、整備費補助という新たな事業は、大変に大事な支援策であると思います。

最後に、都として区市町村スポーツ施設整備費補助創設に至った背景について伺いいたします。

○**三浦スポーツ施設担当部長** 東京都スポーツ推進計画で掲げたスポーツ実施率七〇%を達成するためには、身近な地域でスポーツを楽しむスポーツ環境の充実を図ることが不可欠であり、区市町村による競技スペースの拡大など、さらなるスポーツ施設の整備促進が求められます。

区市町村からもスポーツ環境の整備に対する都の支援への要望が出ていたことから、新たな取り組みとして、都が区市町村のスポーツ施設整備を支援する制度を創設することといたしました。

本補助制度を活用し、誰もが地域で気軽にスポーツに取り組める環境の整備を促進し、都民のスポーツ活動を一層推進してまいります。

○**小林委員** 今年度より創設された事業でございますので、その成果については、来年度の決算で議論が深まってくると思いますが、都として区市町村への新たな支援策を開始したことは大切な一歩であると思います。

スポーツ推進計画の中では、スポーツは、福祉、教育、観光、産業、都市づくりなど、他の分野の施策と連動することで、相乗効果により、心身の健康を含めた生活の質の向上、地域コミュニティや経済を含めた都市の活性化などに対して大きな力を発揮しますと言及されております。

スポーツの持つ力を大きく発揮していくためにも、都庁内の関係各局との緊密な連携、スポーツ振興の基盤ともいべき区市町村との協力を推進して、スポーツ都市東京を実現していただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。